

会議名称	平成26年度第5回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成27年2月25日(水) 14時から16時45分まで	
場所	杉並区役所 西棟6階 第5・6会議室	
出席者	委員	茶谷会長、新保部会長、石川委員、猪鼻委員、西山委員、三田委員、望月委員、山崎委員、横山(正)委員、小川委員、富田委員、横山(えみ)委員、北島委員、長谷川委員
	実施機関	福原農業委員会事務局次長、高山防災課長、末木国保年金課長、大井介護保険課長、岡本教育委員会事務局庶務課長、大澤課税課長、中辻納税課長
	事務局	渡辺情報・法務担当部長、片山情報システム担当課長、本橋情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 平成26年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成26年度第5回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項 ・資料3 特定個人情報保護評価第三者点検部会報告事項
	当日	・会議次第

【会議内容】

- 1 平成26年度第4回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第17号	農地台帳に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第29号	農地台帳システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第30号	災害時救護所等運営支援システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第31号	国民健康保険医療給付に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第32号	介護保険給付に関する業務の外部結合について(追加)	決定
諮問第33号	介護保険事務処理システム(中央)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
諮問第34号	介護保険情報伝送システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
諮問第35号	授業録画記録(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
報告第18号	平成27年度 中央電算処理年間運営計画について(概要)	報告了承
諮問第28号	地方税に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について(新規)	決定

会長	<p>定刻になりましたが、まだ見えていない委員がいらっしゃいますが、時間が来ておりますので、そのうちにお見えになると思いますので、始めさせていただきます。</p> <p>本日は御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。ただいまより「平成 26 年度第 5 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開催します。まず、出欠状況について事務局からお知らせください。</p>
情報・法務担当部長	<p>あらかじめ欠席の御連絡を頂きました委員は、柴田委員、井上委員、市来委員、大和田委員、奥山委員です。なお、大和田委員と奥山委員につきましては、本日同時刻に 2 階で区議会の委員会が開催されており、そちらに御出席ということで欠席されております。以上です。</p>
会長	<p>それでは議題の説明に入りたいと思います。主題としては、お配りしていますように前回の会議録の確定です。何かお気付きの点は、ありましたでしょうか。ないようでしたら、事務局からありますか。</p>
情報政策課長	<p>特にございませぬ。</p>
会長	<p>それでは、前回の会議録については、了承ということにさせていただきますと思います。ありがとうございます。</p> <p>次に報告・諮問事項の説明に入りたいと思います。</p> <p>情報・法務担当部長から諮問文を読み上げてください。</p>
情報・法務担当部長	<p>諮問文を読み上げ会長に渡す。</p>
会長	<p>御覧いただきましたとおり諮問文を頂きました。なお、今読み上げられた中で、諮問第 36 号の「国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検」、それから諮問第 37 号、「国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検」、諮問第 38 号の「介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検」、諮問 39 号、「児童手当に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検」については、御案内のとおり、個人情報保護条例第 7 条の 2 に基づきまして、部会を設けてやっております。部会で第三者点検を行っていただき、その内容について、平成 27 年度第 1 回の審議会において、答申をさせていただくこととしたいと存じますので、あらかじめ御了承いただきたいと思ひます。</p> <p>それでは報告 17 号、諮問 29 号、諮問 30 号、諮問 31 号について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>報告第 17 号、諮問第 29 号 諮問第 30 号、諮問第 31 号</p>	
情報政策課長	<p>報告第 17 号、諮問第 29 号について説明する。</p> <p>諮問第 30 号について説明する。</p> <p>諮問第 31 号について説明する。</p>
会長	<p>それでは、審議会としての意見を明確にするため、まず御質問を頂戴いたします。それが出終わったところで御意見を頂戴する、という進め方にさせていただきますたいと思ひます。御協力をお願いします。まず、御質問がござい</p>

	ましたらどうぞ。
委員	報告 17、諮問 29 の「農地台帳に関する業務」について、簡単に幾つか質問させていただきます。ちょっと分からない言葉が出てきたので、教えてください。内容で、「法令に基づき本人以外収集を行う」と記載されている、「本人以外収集」がまだよく分かっていないので教えていただけますでしょうか。
農業委員会事務局長	今回、本人以外収集を行うものの内容ですが、先ほど御説明しましたとおり、固定資産課税台帳との照合、住民基本台帳との照合を行いましたので、その部分について、本人以外から収集する、ということになります。
委員	本人以外の人が収集するから、本人以外収集という言葉になっている、ということですか。
農業委員会事務局長	本人以外から収集する、という形になります。
委員	分かりました。今回、このシステムを作るに当たって、もともと紙媒体で管理していたものをデジタル化するというので、今後、紙での管理はもうしなくなる、ということでしょうか。
農業委員会事務局長	紙媒体で行っておりましたものをやめまして、電子で代わりをするという形になります。
委員	了解いたしました。続きまして諮問 30 番、「災害調査に関する業務」についてですが、現状、紙の「避難者登録カード」に記入してあるものを、名簿に転記する際に、手作業で転記していたものを、パソコンで打ち込むようにする、と認識しています。現状、紙の「避難者登録カード」の情報を「避難者名簿」に転記するときは、どういうルールになっているのでしょうか。避難者の人たちが、やることになっているのですか、それとも震災救援所で、区の職員がやることになっているのでしょうか。
防災課長	現状、震災救援所に運営連絡会という組織があり、地域の方、学校の教職員、それと区の職員で構成され、運営しています。その中で庶務情報部というものがありますので、受け付けされたあと、情報部で避難者名簿の作成などを、行うことになります。
委員	この質問をしたのは、少し気になった点があったからです。現状は、紙で管理し、今後パソコンで名簿を管理するときに、「緊急時には、パソコンを区のネットワークから切り離した状態で、事前に個人情報保護に関する研修を受けた震災救援所運営連絡会委員が、入力作業のみを行い」と書かれているわけです。現状、カードから名簿に記載するという行為と、カードからパソコンに入力するという行為、管理する媒体が紙かデジタルなのかというのが違うだけで、作業的には同じだと思うのです。お話を聞いていると、現在の運用の仕方と、今後パソコンを使ったときの運用の仕方、少し運用の仕方が変わっているように見えるのですが、そういう状況になるのでしょうか。
防災課長	例えば集計をパソコンでするとき、性別や年齢などによって、支援物資の配給をどうしていくか、ということが紙媒体でやるよりは電子データでやったほうが、当然効率的に運用できます。ネットワーク化して、震災救援所と

	<p>災害対策本部で情報が共有されることによって、例えば支援物資が不足している所や、不足していない所との連携が取れるということが、電子化することによってのメリットであると思います。</p>
委員	<p>すみません、私の質問の仕方が、回りくどかったかもしれません。現在、紙のカードから名簿に転記するのは、区の職員だけが行っていると、今の答弁で認識しました。区の職員だけでなく、震災救援所運営連絡会の方々も記入されていると、お話をしていたと思います。逆にパソコンを使うようになってから、区の職員以外がパソコンを使う場合は、個人情報保護に関する研修を受けた方が、入力のみ行うという形で縛りがきつくなっています。ここは、個人情報保護の観点で言えば、避難者カードを紙の名簿に記載する時点で、事前に個人情報保護に関する研修を受けた委員が、パソコンで打ち込むのと同じように手で書くのも、個人情報保護の知識がある人がやらなければいけない、と思うのですが現状はどうなっているのでしょうか。</p>
防災課長	<p>全ての方が、個人情報を取り扱うということではなくて、こちらのシステムでは、現在地域たすけあいネットワークという、災害時要援護者の情報なども、震災救援所で取り扱っているのですが、救援所の中に個人情報の研修を受けられた方がいまして、個人情報の取扱いは、ある程度限られた方が行うということになっています。</p>
委員	<p>では、きちんと個人情報の管理について、知識を持った方がやられているということですね。もう一つ、「緊急時には」という形で書かれていますが、こういった場合の緊急時という定義、誰がどのように判断するのか、どういう条件をもとに緊急時と判断するかというのは、現状設定されているのでしょうか。</p>
防災課長	<p>この震災救援所の運営というのは、区の職員も含めてかなり大変な状況の中で、大勢の方が避難して来られます。効率的に運営する中で、個人情報の管理もしっかりしなければなりません。入力作業のみ行っていただくことによって、名簿管理がスムーズに行くのではないかと思います。</p>
会長	<p>今の質問は、緊急時とはどういう事態を想定しているのか、という質問だったと思うのですが。例えば定義があるとか、区としてはこういうように考えている、ということについてお話いただきたいと思います。</p>
防災課長	<p>震災救援所職員が、基本的に対応しますが、対応できないということになれば、緊急時という判断になるかと思います。</p>
委員	<p>震災救援所が開いている時点で、緊急時は緊急時です。こういった、個人情報を取り扱うメンバーを増やすという判断、緊急時をどう判断するのかというのは、大変難しいと思います。まして、区の職員が全然集まらないところで、運営所連絡会の人たちが、自分たちでやらなければいけないというと、本人たちは緊急時だと判断しても、実は、周りからはそうではなかった、なぜ勝手にやったのか、と言われかねない状況になるかもしれません。個人情報を扱う側の人たちの責任を、しっかりと明確にする意味でも、こういう緊</p>

	<p>急時というすごく曖昧な言い方は、避けるべきだと思います。今後まだ定義が決まっていなかったのでしたら、具体的に、こういう場合においてはこうやっていく、というように決めないといけないと思います。その点は考えていただきたいと思います。もう1つ、システムの作りについてですが、震災が発生して震災救援所に避難して、デジタルとして名簿が出来上がったとき、フィルターを掛けてどういう人たちがいるとか、また、家族として一括して処理したりとか、いろいろするために、デジタル化をするのだと思います。ただ、記録の項目を見ると、基本は一人1レコードという形で、入力されるものだと思います。そうすると、例えば家族の場合、子どもがお一人と夫婦とすると、家族3人分入力をしなければいけない、と思うのですが、そういった認識でよろしいでしょうか。</p>
防災課長	<p>避難者登録カードの様式が、家族の単位で登録をしていただくこととなりますので、一枚ずつ個人の方が登録することはありません。</p>
委員	<p>そうすると、1つのレコードで一世帯というか、そういう形になるということですか。</p>
防災課長	<p>登録者カード1枚が、1つの世帯単位だというように考えます。</p>
委員	<p>そうすると、ここの中に家族の人数や、例えば高齢者の方がいて、お父さんやお母さんがいて、子どもが3人いるという、そういう家族の構成を記す項目が見当たらないのですが、その辺はどこでしょうか。</p>
防災課長	<p>名簿では、一個人1レコードで、それに世帯をひも付けするという事です。</p>
委員	<p>やはりそうだと思います。そうすると、1つの家族というようにひも付けをする項目が、どの部分になるのか気になります。家族IDのような形で、番号を降っているわけでもないですし。これを見ると、住所と電話番号といった中の項目だけで、やっているのかなと思います。</p> <p>こういうひも付けする項目は、システムを作るときに大変重要な項目でして、というのは照会をするとき、家族として照会をして情報を見るときに、違う家族の人も、一緒に引っ張ってきたら困ってしまいます。これで個人情報情報が、埋もれてしまう危険性もあるのです。そういったところについてはどのように、データを作り対応されているのでしょうか。</p>
会長	<p>プライバシー保護について、区側が提案している項目についての是非を、主として検討するわけです。この要素が足りないのではないか、この事業が正確に、的確に運用できないのではないかということは、どちらかという意見的なものになりますので、それは議事録を見て、後で検討していただくという取扱いに、させていただきたいと思います。それで御協力いただきたいと思います。</p>
委員	<p>ただ、そういう項目があるかどうか、認識されているかどうか、確認しておきたいと思います。</p>
防災課長	<p>電算入力記録票の中で、登録番号というのがあるので、登録番号が一緒だ</p>

	と例えば一家族とか、判断は付くかと思えます。
会長	<p>なお、今お話がありました件については、後で意見の所でも出てくると思います。事業執行に、果たしてこの項目が的確であるか、別の視点から、あるべき姿について区として検討していただくことは、是非お願いします。</p>
委員	<p>「災害調査に関する業務」については、了解いたしました。</p> <p>続きまして、「国民健康保険医療給付に関する業務」についてです。今回、翻訳調査等を外部に委託するので、個人情報等を外部の方々にお渡しするわけですが、国から通知されている、翻訳をして調査をする行為というのは、やらなければいけないものなのか、その確認が1点です。それと、国からは、外部に委託してやれという、具体的なことまで書かれて言われているのかどうか。この2点をまず確認させてください。</p>
委員	<p>今回、翻訳調査等を外部に委託するので、個人情報等を外部の方々にお渡しするわけですが、国から通知されている、翻訳をして調査をする行為というのは、やらなければいけないものなのか、その確認が1点です。それと、国からは、外部委託で行うという、具体的なことまで書かれて言われているのかどうか。この2点をまず確認させてください。</p>
国保年金課	<p>今のご質問については、国からの通知はありますが、御本人の翻訳したものが正しいかどうか、再翻訳するということが基本になっています。あと、外部に委託しなければいけない、とはなっておりませんが、やはり専門の言葉、それから医療の言葉も、現地の言葉は特殊ということで、委託をせざるを得ないと考えております。</p>
委員	<p>これについては大変疑問というか、問題があると思います。要するに、病気やけがといった情報が、外部の民間業者に渡るわけです。個人名も含めて渡さない、この調査が行えないとなると、この人はこういう病気になっているのか、この人はこういう事故があったのかという、非常に重要な個人情報を渡してしまうわけです。</p> <p>そこで一番問題なのは、性的な暴力を受けた方々のプライバシーを、どのように守っていくか、という問題だと思います。海外で女性が性的な暴力を受けた、という報道を最近よく耳にします。本当の状況はどうだったのか、この医療の申請が正しいかどうかの確認のため、個人名と事件の状況、また、けがの内容が、全て民間のところに行ってしまう。これは、やってはいけないことだ、と思います。</p> <p>こういうやり方であれば、例えば、名前や住所をマスキングして分からないようにして、症状や申請内容だけを、翻訳や再翻訳に依頼するやり方もあると思います。その辺は、考えられなかったのでしょうか。</p>
国保年金課	<p>今まで主に、海外で急に病気になったり、けがをしたりという事例だったので、そこまで想定しておりませんでした。ただ、今お話いただいたように、必要に応じて、中身に応じて、依頼の内容から名前を伏せることが必要だと思います。</p>

会長	ほかに御質問は、ございますでしょうか。
委員	諮問番号 30 の「災害調査に関する業務」ですが、避難者登録カードは、被災者が書くことになる。私の関係者は障害者なので、記載することができるかどうかも疑問なので、その点の心遣いも考えていただければ有難いという、お願いというか意見です。
会長	カード記入について、どういう配慮がされるのか。
防災課長	受付の段階で、いろいろな障害をお持ちの方が、いらっしゃいます。とにかく、何かしらの意思表示があれば、それを受け入れる手段は、いろいろ考えなければいけないと思います。今は登録カードという紙が、媒体になっていますので、受付で配慮をして、こういった情報を収集できるようにしなければいけないと思います。
委員	障害者本人が記入することは、かなり難しい場合のほうが多いと思いますし、自分がどういう状況でそこにいるかも、理解できていない場合もあると思います。いろいろな場合を想定して、運営連絡会委員の方とか、区の職員の方々が、そういう意識を持って見ていただけたら、有難いと思います。忘れずにいてください。お願いします。
防災課長	先ほど申し上げた、地域たすけあいネットワークという、要するに、要援護者、要配慮者といわれる方の支援も、この連絡会でやっております。その情報もありますので、多分、避難するときに、例えば同行避難という形で、避難してくる方がいらっしゃると思います。我々も、地域たすけあいネットワークで、そういった方の健康状態とか、情報を持っておりますので、その点を加味して、避難者の運営管理をやっていければと思います。
委員	よろしくお願いします。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	2点お伺いします。まず、諮問 29 ですが、農地についてお伺いします。「152 戸(平成 26 年 4 月 1 日現在)」と書いてありますが、木がボウボウですとか、どう見ても農地に見受けられないような土地というか、たまに歩いていて見かけるときがあるのですが、農地と認定することと否認することの、規定についてお伺いします。
農業委員会事務局長	規定については難しいのですが、農業委員会の活動として、農地が適正に管理されているかが役割としてあります。そのため、農業委員会として、年に 1 回パトロールを行っております。その中で、仮に耕作が不十分だったものがあつた場合には、口頭なり文書なりで指導といいますか、通知しているものもあります。
委員	その指導に従わない場合には、どうなるのでしょうか。
農業委員会事務局長	基本的には、農業をするための場所としての農地ですので、それで農地の課税にもなりますので、担当の部局で対応する形になります。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	諮問 30 についてお伺いしたいのですが、区の災害対策本部で避難情報を集

	<p>約すると書かれていまして、これによって、確かに適切な量の物資を避難救援所へ送ることはできるかと思いますが、区の災害対策本部に避難情報が集約されればされるほど、情報を使って安否確認が非常に重要になってくるのではないかと思います。ところが、下段部分の文章を見ると、区の職員以外は、入力作業のみで、照会作業を行わない。災害発災時から3日か4日ぐらい、どこでも安否確認で奔走しているので、直接この場所へ行けないとか、電話がうまく通じない場合など、ライフラインとしては非常に貴重な情報源になると思いますが、ここを双方向で使うといった議論は出なかったのでしょうか。</p>
防災課長	<p>ネットワークの環境については、それを取り扱う人は限定的で、区の職員以外の人は、入力のみと限られておりますが、照会業務があったときには、避難所にも区の職員がいますので、連携をとって、業務に対応できると思います。</p>
委員	<p>追加でお伺いしたいのですが、私どもは震災救援所の委員なのですが、震災救援所が立ち上がるかどうかは分からない。そういうことを区の職員から、再三再四言われています。区の職員の方は、この震災救援所へ来られるかどうかは分からない。ある程度人数が揃ったら、立ち上げてくれ。そういう前提だと、区の職員がいるから、そこで双方向の照会ができるというのは、果たして肝心の3日間、72時間、最低の時間内での、命の保全のためのライフラインとして、照会が自由にできるのかどうかは、疑問になるのですが。</p>
防災課長	<p>災害対応というのは、時系列でいろいろと考えなければなりません。72時間は、安否確認、命の安全確保を中心に、災害対策本部が動くことになると思います。避難者情報も併せて収集して、3日、4日、1週間とかの中で、安否情報の提供をしていくことになるので、混乱している初めの時期は、人命救助や食べ物の安全を、確保していくことが優先されます。人員も、区の職員が避難所に行けないことも、あるかもしれません。その時は区で確保している職員を配分して、足りないのであれば、そこに職員をあてがっていくことで、時間が経っても、少し遅くなくても対応ができると考えております。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。よろしいですか。では、御意見があればどうぞ。先に御意見的な御発言がありましたが、緊急時の状況がよく分からない、定義がはっきり分かるようにしてほしい。それから、項目については不足しているのではないかと、入力については障害者のことも考えてやってほしい。これは諮問についての直接ではなく、間接的な御意見が出ていますが、これは議事録で、確認いただくことにしまして、それ以外の御意見を頂戴したいと思います。</p>
委員	<p>諮問 31、「国民健康保険医療給付に関する業務」について、意見を言わせていただきます。先ほど問題点として挙げた、例えば、性的な暴力を受けた方の情報については、特段の対応をするという答弁がありましたが、個人情報としては、性的暴力以外の、医療、病気、事故の情報も同じように重大な情報だと思えます。そういう意味では、もしシステム化していくのであれば、</p>

	本来は、名前、住所などのコアの個人情報は伏せて、外部に委託をしなければいけないと考えております。そういうことができない限り、このシステム、個人情報の外部提供は、やってはいけないことだと私は考えておりますので、このままの状況では、この業務については承認できません。以上、意見です。
会長	ほかに御意見はありますか。ありがとうございました。もし御意見がなければ、この決定を本会議の決定にすることでやらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。それでは、本件につきましては、氏名等については過剰収集だという御意見がありましたが、ほかに御意見がなかったので、本件は諮問どおり承認することにしたいと思います。なお、その他の意見については速記録を確認の上、当局で検討していただくことにしたいと思います。 次に、諮問 32、33、34、35 号について、事務局から説明を伺うことにします。
諮問第 32 号、諮問第 33 号、諮問第 34 号 諮問第 35 号	
情報政策課長	諮問第 32 号、諮問第 33 号、諮問第 34 号について説明する。 諮問第 35 号について説明する。
会長	それでは、御質問があればどうぞ。
委員	諮問 35、「教育指導に関する業務」についてです。容姿、音声の記録というのは、動画データや音声データという意味合いですか、それとも、データベースに対して、テキストで入れるものなののでしょうか。
教育委員会事務局 庶務課長	容姿、要するに姿や、しゃべった言葉ですので、今、委員がおっしゃったとおりです。
委員	画像データとか、そういうデータもテキストデータなのか、を聞いているのです。
教育委員会事務局 庶務課長	画像のデータです。
委員	もう 1 つ、16 ページのほうで、図の問題なのですが、「施錠管理されたサーバに録画し」ということで、鍵マークも付いています。PC については、そういった管理をしているのでしょうか。
教育委員会事務局 庶務課長	PC は、特定のパスワードでここに入りますので、セキュリティは担保されております。
委員	少し説明が足りないのですが、施錠管理はしているのかどうか、という質問をしたのですが。
教育委員会事務局 庶務課長	パソコンも、保管庫で管理しています。

会長	では、ほかに御質問は。
委員	障害者は64歳までは、サービス個別支援計画というものがありますが、65歳になると全員が、ケアマネジメントを受けることとなります。
介護保険課長	障害者の方の介護保険サービスですが、介護保険のサービスが、優先される規定になっております。ただ、障害者の方については、介護保険サービスだけでは、十分なサービスが行き届かない場合がありますので、その場合は障害者のサービスも併用しながら、サービスを受けていただくことになっております。
委員	併用でよろしいのですか。
介護保険課長	併用で結構です。
委員	介護保険とサービス支援計画の、いい所を取って利用できるという解釈でよろしいでしょうか。
介護保険課長	介護保険として受けられるサービスは、介護保険として受けていただいて、あと、介護保険のサービスにない、障害者のサービスについては、障害者のサービスを受けていただく、という役割分担になります。
会長	よろしいですか。
委員	はい。分かりました。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	先ほどの質問で、確認し忘れてしまいましたが、諮問35の「教育指導に関する業務」についてです。サーバについては専用サーバで、外部接続は行わないとなっておりますが、使用している専用パソコンのほうは、インターネット接続などは行っているのでしょうか。
教育委員会事務局 庶務課長	インターネット接続などは、しておりません。
委員	では、この専用操作パソコンは、例えば、USBの差込み口や、CDの書込みとかは、可能になっているのでしょうか。
教育委員会事務局 庶務課長	USBへのコピーは可能となっておりますが、管理者を設定しますので、管理のパスワードがないと、コピーができなくなっています。管理者は校長、副校長に限定するものです。
委員	CDへの書込みも、同様にできないということでもよろしいでしょうか。
教育委員会事務局 庶務課長	USBと同様に、CDへの書込みも可能です。
委員	そうすると、この操作パソコン自体、操作するのは校長、副校長しかいないので個人情報も担保されると、認識して問題ないのでしょうか。
教育委員会事務局 庶務課長	コピーが可能なのは校長、副校長ですが、閲覧は学校の教員であれば可能です。この場合はまた別のパスワードを設定しますので、閲覧だけができるものを個別に設定します。
委員	了解しました。
会長	ほかにありますか。

委員	今の所なのですが、諮問 35 の、このテープを見るのは教員だけですか。身障学級には、障害者の支援員の方、非常勤の職員の方もいらっしゃると思いますが、その方々も含まれますか。
教育委員会事務局 庶務課長	はい。含まれます。
委員	分かりました。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	同じく諮問 35 です。一応「保護者の同意を得た上で、授業内容をビデオカメラで撮影し」とありますが、やはり子どもの映像や声なので、どの程度保存して置くのでしょうか。そのままずっと永遠に、保護者が知らないうちに、どんどん保存されていくのか、そういった不安があるのですが、決まり事などはありますか。
教育委員会事務局 庶務課長	一定期間がたったら、自動的に消去するようにいたします。
委員	それは、何年間とかは、まだ決まってはいないでしょうか。
教育委員会事務局 庶務課長	一番長くて、卒業して 1 年後です。そのほか、必要に応じて、いつでも消去できるようになっております。
会長	<p>よろしいですか。卒業後 1 年ですね。それが最大ですね。ほかに御質問はありますか。ないようですね。では、御意見はありますか。ないようでしたら、一応了承としたいと思います。</p> <p>それでは、御案内した中央電算年間事業計画を、後にしまして先に、特定個人情報保護評価第三者点検の報告を、させていただきたいと思えます。第 4 回の審議会で、諮問 28 号としてお受けした「地方税に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検」につきまして、これから部会の報告を受けたいと思えます。なお、本議案につきましては、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 7 条の 2 により設定した部会において、審議を行うこととし、2 月 6 日に開催された部会で、審議が完了しています。なお、特定個人情報保護評価では、実施機関が作成した評価書案について、第三者点検に先立ち区民意見聴取を行うこと、とされていますので、事務局より区民意見聴取の結果の報告を受けた後、第三者点検部会の部会長である新保委員から第三者点検結果の報告を受け、その後、皆様方の御質問、御意見を頂戴することにしたと思えます。よろしいですか。</p> <p>では事務局、区民意見の聴取の結果について、説明をお願いします。</p>
諮問第 28 号	
情報政策課長	地方税に関する事務の特定個人情報保護評価区民意見聴取の結果等について説明する。
会長	続いて部会長より、部会での審議について御説明をお願いします。
部会長	特定個人情報保護評価、今回も全項目評価となりましたが、評価対象となる地方税に関する事務の全項目評価書について御説明します。念のため、前

回、住民基本台帳ネットワークに関する全項目評価でしたが、今回も地方税ということで、法令に基づく取扱いに関する評価となるわけです。

簡単にもう一度、おさらいしておきます。この評価は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称「マイナンバー法」と呼ばれる法令において、マイナンバーを用いるに際して、地方公共団体の長が作成した評価書を、第三者が評価するという仕組みを取っております。こちらのマイナンバーは今年 10 月からいよいよ付番が始まることになっており、現在、特定個人情報保護評価を実施する手続が進められております。

今回は、地方税に関する事務が対象になっておりまして、資料 3-1、非常に大部ですが、ポイントのみお話いたします。3 ページに「基本情報」が載っております。地方税に関する事務については、この後に地方税に関する事務処理に関する各システムの、一覧図が掲載されておりますので、適宜御覧いただければと思いますが、地方税を徴収する事務は非常に複雑になっております。そのためシステムとしては 5 ページから、まず、住民税システム、2 つ目が軽自動車税システム、3 つ目が住民登録外者等記録システム、4 つ目が中間サーバコネクタ、5 つ目が中間サーバ・プラットフォーム、6 つ目が審査システム、これは eLTAX と言います。同じく eLTAX の国税連携システム。これらのシステムが今回、評価の対象となるシステムです。

具体的に、地方税に係る事務において取り扱われる「特定個人情報ファイル」と呼ばれるものについては、9 ページ「3. 特定個人情報ファイル名」に記載される 6 つのファイルが、取り扱われる対象のファイルとなります。具体的には住民税賦課・徴収ファイル、軽自動車税賦課・徴収ファイル、それから住民登録外者等記録ファイル、中間サーバコネクタ DB ファイル、情報連携ファイル、賦課・徴収等情報ファイルという 6 つのファイルが今回対象となっております。これらのファイルにおいて、特定個人情報が取り扱われる、つまりマイナンバーを含む情報が取り扱われることとなります。

以下この後、システム図など非常に細かく 147 ページまで、詳細に全項目評価の対象となる項目が記されておりますが、具体的にどのように、何を評価を行ったのかについては、資料 3-5 に「特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査結果」という冊子があります。その過程で資料 3-2、3-3、3-4 という、事務局から説明のありました、全項目評価書の修正簡書、それから区民意見という形で、区民の皆様から御意見を頂戴しておりますので、この意見に対する区の考え方、それから修正を行った点などについては、先ほど事務局から御説明いただいたとおりです。

では資料 3-5 で、部会点検日は平成 27 年 2 月 6 日、評価書名は「地方税に関する事務 全項目評価書」。なお、全項目というのは全ての項目を評価する評価となっております。これ以外に重点項目という、全部の項目ではない項目を評価する評価も、今後出てまいります。現時点では、地方税に関する事務ということで、全項目を評価する対象となっております。

では、評価の結果について、総評を御覧いただきたいと思います。資料 3-5 の 4 ページに、総評を記しております。この総評をもって、今回の特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査結果について、報告いたします。今回は第 2 回となりますので、第 1 回の住民基本台帳ネットワークに続いて、「地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価)」の点検を行い、特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査を行いました。

具体的には、杉並区における地方税に係る特定個人情報保護評価、これは地方税法等に基づく地方税に関する、事務における特定個人情報ファイルの取扱いを対象とするものであり、法令に基づく手続に基づき、法が定める範囲において取り扱われるものです。つまり、これらの地方税に係る事務というのは、地方税法を始めとする法定の手続の範囲内において、これらの情報が取り扱われることとなります。したがって、当該事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシーに関する権利利益に、影響を及ぼす可能性は低い。つまり、この法定の事務において必然的に、例えば、誰がどの程度の税金を支払っているのかという、これらの情報はプライバシーに該当します。しかし、これらの情報が法定の手続で取り扱われる限りは、プライバシー侵害などの問題は、発生しないと考えられますので、この手続において、個人のプライバシーに関する権利利益が損なわれる可能性は低い。また、当該事務においては、個人番号をその内容に含む特定個人情報の取扱いが、日常的に行われる。つまり、住民税を始めとして、この税の徴収においては、誰がこの対象者なのかを、特定する必要がありますので、日常的にその処理は、個人番号が取り扱われることとなります。また、地方税に関する事務ですので、そのデータの取扱い量は、膨大になることが当然想定されますので、そのデータの量なども踏まえて、漏えいその他のリスクが発生する可能性に鑑みて、適切な措置が必要であることは、言うまでもないわけです。

では、杉並区における特定個人情報保護評価は、どのような形で行われていたかについて、そのようなリスクの的確な認識に基づく、評価及び分析を行うとともに、リスク分析の結果を踏まえ、事故が発生しないように適切な措置を講じた上で、地方税に関する事務において、特定個人情報ファイルを取り扱うこととしている、ということを確認しました。

以上から、特定個人情報保護評価書、今回の全項目評価の適合性・妥当性の審査の結果、本特定個人情報保護評価において、それらのリスク対策が、適切に講じられていることを確認するとともに、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い、個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性がある事項や、問題について、適切に評価、確認及び取組が実施されていることを、確認しました。

以上、「地方税に関する事務の全項目評価書」の適合性・妥当性の審査結果について御報告申し上げます。

会長

以上で部会長の報告は終わります。御質問を頂戴したいと思いますが、ご

	ございますか。
委員	前回と同様の形で、部会において大変細かい作業で、大変だったと思います。お疲れさまでした。前回も意見として言いましたが、結局、特定個人情報保護評価第三者点検については、行政側がここからここまで評価しましたので、その評価の仕方が合っていますか、良いですかと聞いているものに対しての評価であって、第三者がそのシステムについて本当に良い所、悪い所、個人情報の漏えいのリスクが、無いのかというような真剣な調査を行ったものではないということを、まず、確認させてください。
部会長	まず、特定個人情報保護評価の、第三者評価の位置付けですが、番号法に基づくマイナンバーの取扱いについて、地方公共団体の長が自ら作成した評価書を評価する。その評価の指針は、特定個人情報保護委員会が定めている、特定個人情報保護評価に関する規則に基づくものです。この趣旨は、あくまで地方公共団体の長が、自ら作成する評価書の内容が、この委員会規則に沿った評価指針に、沿っているかどうかのみを確認することになります。したがって、例えば情報セキュリティの対策が、具体的に各サーバごとに適切に、どのように実際に運用されているのかまで、確認するものではありません。
会長	よろしいですか。そこのところをしっかりと。
委員	<p>そういった部分については、やり方としては少し問題があるという思いがありますが、そこは意見の場で言わせていただきます。中身について少しずつ確認したいと思いますが、膨大な資料なので全部読み切れていないところがあるので、的外れな質問をしていたら、御指摘を頂きたいと思います。</p> <p>資料 3-1、全項目評価書の 109 ページ、「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」という項目。こういった対策について、まずこちらに出ているのが、行政側の自己評価だと思います。例えば、「リスクに対する措置の内容」について、「十分である」と判断されていますが、この「特に力を入れている」、「十分である」、「課題が残されている」という選択肢の、「課題が残されている」という部分については、具体的に課題があるときに、選択されるものだと思いますが、「特に力を入れている」、「十分である」という、とても具体的ではないボヤッとした選択肢に、なっているのですが、こういった中で「リスクへの対策は十分か」という所で、「十分である」と評価されたものについては、なぜ十分であると評価されたのでしょうか。</p>
会長	これは第三者点検でも確認していますので、部会長から説明していただきます。
部会長	こちらは、この評価書にも記されているとおり、情報セキュリティマネジメント実施基準に基づいて、実施していることが明記されています。選択肢は「特に力を入れている」、「十分である」、「課題が残されている」ということで、ある意味で抽象的と言いましょうか、若干、判断の指標が曖昧な記述になっているところは、否めないわけです。具体的に、実際にどこまで達成して出来ているのかを、点検において確認するのがこの手続となっております。その際に、十分であることを証明することが、自治体側に求められてい

	<p>るわけです。それを第三者部会では、確認するという手続を行っております。その際に確認を行ったところとしては、まず、客観的にセキュリティ対策として、適切な基準に沿っているかどうか最も重要な点で、杉並区においては、情報セキュリティについては、非常に力を入れておりますので、ISMSを含めて、情報セキュリティマネジメントについては、実施基準に基づいて適切な対策を行っていることを確認し、それによって「リスクへの対策は十分か」についての自己評価が「十分である」ということが、妥当であると部会では判断しております。</p>
会長	<p>「特に力を入れている」というところについては、どのように解釈するか、併せて説明してください。</p>
部会長	<p>「特に力を入れている」ということについては、実際に自己評価ですので、特に他の自治体などと比較して、格別の措置を講じているとか、例えば具体的には認証を行うときに、暗証番号、パスワード、鍵などの認証手段を一般的に用いているわけですが、それを例えばバイOMETRICSを使うなど、別途、最近の新しい様々な技術などの手段も用いて取組を行っている場合には、「特に力を入れている」と評価ができる部分になると思います。</p>
委員	<p>ありがとうございます。つまり、自己評価ですね。「特に力を入れている」も、「十分である」も。その部分については、はっきり言うと、「特に力を入れているつもりである」、又は「十分であるつもりである」に対して、部会で第三者評価をして、「そうですね」と信認を与えているわけです。実際に、不適切な方法で入手されるリスクがあると、その情報に対してアクセスするには、アクセス権が与えられた者のみが取得できるように、システム的に制限をかけるという形で、第三者が不適切に入手できない状況になっている、でいいと思うのですが、アクセス権を与えられた者が適切、不適切であっても情報を入手して、それを不適切な扱いをしてしまう可能性がある部分では、システム的に外部にデータを、コピーできるのかどうかとか、そういったところまで確認をしていかない限り、不適切な方法で入手が行われるリスクを、評価できないと思います。その辺はどのような判断で、「十分であるつもり」に、なっているのでしょうか。</p>
部会長	<p>リスクについては、リスクの顕在化と言いますが、実際に発生するかどうかについて、評価、分析を個別に行うことが、このセキュリティマネジメントにおいて求められています。つまり、リスクが顕在化しない、100%安全であることは、誰も保証することはできないわけですが、そのリスクが顕在化したときに、いかにその問題を、最小限度にとどめることができるのか。それをマネジメントするのが、情報セキュリティマネジメントと考えられます。したがって、具体的にどのような行為で、例えば不正な行為が行われるのかどうかについて、リスクが顕在化したときに、具体的にどこまで対応できるのかという、個別の対応事例にもなりますので、組織、ヒト、モノ、技術という4つの情報セキュリティの、マネジメント実施基準に沿って、適切に対策が実施されれば、第三者点検においては、その対策は妥当であると判断し</p>

	ております。
委員	<p>私はこれを見ただけでは、本当に「十分である」と、第三者として判断できません。こういった状況であれば、「課題が残されている」という形で、例えばアクセス権を持った人が、外部にデータを持ち出さないシステム的な防護策を、張らなければいけないというように、課題と解決策をこの場で提示していかなければいけないものだ、と思っております。</p> <p>そのほか、少し話は飛びますが、資料 3-2 の「地方税に関する事務 全項目評価書案の修正一覧」の所で、修正された内容があったのでそこを見ていたら、3 ページの上から 2 段目の修正内容、「システム運用を行う専用の室では、管理基準で携帯電話、カメラ等の使用を禁止している」と書かれています。これは区民意見への中で、そういったカメラや携帯など、写真を撮って外部に持ち出すことに対してどうするのか、といったときの対応策はこうしていますと書かれているのですが、実際にそれが可能になってしまう状況を作らないためにも、例えばこの部屋にカメラ、携帯電話の持込みを禁止しているという状況にならなければ、これは十分であるとは思えないですが、その辺はどのように考えていらっしゃるでしょうか。</p>
部会長	<p>これは私も全く同じ考えです。事務局に現状の運用の基準について、お尋ねしたいところです。2 つ方法があるわけですが、使用の禁止と持込みの禁止。特に最近で言うところの、BYOD（私有 IT 機器の業務利用）と呼ばれるものがありますが、御自身の携帯端末などを、例えば、業務などでも使用することを認めている場合もありますが、これは BYOD を認めないという対応かと思えます。この点について使用の禁止については、持込みの制限はされているのか、それとも持込み制限はされていないのかについて、改めて確認をさせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。</p>
情報システム担当課長	<p>管理基準では、使用禁止を明記していませんが、その部屋に私用の携帯電話、カメラの持込みが、禁止されていることを徹底しています。</p>
会長	<p>ほかに御質問ございますか。よろしいですか。御意見ございますか。</p>
委員	<p>第 4 回のと様と同様ですが、やはり評価する項目自体を身内で作って、評価しました。それを、第三者に見てもらおうというやり方の時点で、これは不適切だと考えており、まだまだ自己評価の部分についても、不十分な点があると思えます。マイナンバーの取扱いについては、大変問題があるものと思っておりますので、これについては反対という言い方でいいのでしょうか、反対いたします。</p>
会長	<p>ほかにございますか。それではお一人反対ということで、ほかには御意見はございませんので、一応決定ということで取扱いさせていただきたいと思えます。</p> <p>最後ですが、報告 18 号について、事務局から説明をお願いします。</p>
報告第 18 号	
情報システム担当課長	<p>報告第 18 号について説明する。</p>

会長	御質問、御意見はございますでしょうか。報告ですから一括して御審議いただきたいと思ひます。ないようですので、本報告については、聞いたことにいたしたいと思ひます。 ただいまから休憩しますので、よろしくお願ひします。
	(休憩)
会長	お待たせしました。それでは審議会を再開いたします。 今まで諮問・報告の中の1～7の説明を受けて、皆さんの御意見を頂戴して、これを決定又は承認させていただくということで、進めさせていただきました。これを本決定として、御承認いただきたいと思ひます。
	(異議なし)
会長	ありがとうございました。それでは、答申文の案文をお配りしています。御覧いただき、よろしければ担当部長に差し上げたいと思ひます。
	(答申案文配布)
会長	それでは情報・法務担当部長に答申文をお渡しします。
	(答申文手交)
情報・法務担当部長	ありがとうございます。
会長	以上で、報告・諮問事項について御検討をいただきましたが、事務局から何かありますか。
情報政策課長	次回の日程ですが、来年度になります。平成27年5月26日(火)、午後1時からということで、いつもの2時からの時刻よりも1時間早い開会ですので、申し訳ございませんが、よろしくお願ひをいたします。会場は中棟の6階第4会議室です。よろしくお願ひいたします。
会長	それでは、以上で第5回情報公開・個人情報審議会を終了いたします。皆様方、御協力ありがとうございました。